

(写)

参考事例 2

H24 環環対第 359 号

平成 24 年 5 月 11 日

都市整備局住環境部建築指導課長 様

環境局環境部環境対策課長

建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）

宮城県では平成 21 年度より民間アスベスト総合対策事業を実施しており、その中で、届出等がなされない違法な解体工事を把握するため、建築物の解体等の現場について、県及び労働安全衛生法等を所管する労働基準監督署と関係機関が連携してパトロールを実施しております。

本市においても、県と協調し同様のパトロールを平成 22 年 4 月より実施しており、本年度も引き続き、事前に建築物の解体予定等を把握する必要があります。

つきましては、環境対策課の庁内 LAN 端末からの建設リサイクル法の届出情報の取得、及びその中でパトロール対象として適当と判断された案件に係る建設リサイクル法の届出書類の写しの提供について、次により利用の協議を申請します。

- 1 申請文書 別紙行政情報利用協議書
- 2 添付文書 パトロール実施フロー

仙台市アスベスト解体工事パトロール実施要領

担当 大気係 山田

内線 735-3343

(写)

行政情報利用協議書

平成24年5月11日

都市整備局住環境部建築指導課長 様

(情報管理者) 環境局環境部環境対策課
課長 早坂 昇

次のとおり行政情報の利用を申請します。

事務名

アスベスト解体工事パトロール (民間アスベスト総合対策事業: 労働基準監督署及び宮城県との共同事業)

利用目的

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の基づく届出情報から解体工事を行う建築物の情報を得るため。

利用理由 (予想される効果も含む)

アスベスト含有建材使用の確率が高い立入先を選定しパトロールを効果的なものとするため。

根拠法令等

大気汚染防止法
労働安全衛生法

ファイルの名称及び利用項目

各区建設リサイクル台帳 (電子情報)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の基づく届出書

利用条件 (利用件数)

建設リサイクル台帳については、環境対策課の担当者 (黒田秀秋: 4780055, 山田耕司: 1980775) に読み取りの権限を付与することによる。
閲覧によりピックアップした工事については、各区街並形成課に上記届出書の写しの提供を依頼する。

利用期間

承認日より平成25年3月31日まで




その他

立入調査説明フロー別添

次の条件により行政情報の利用を承認します。

平成24年 5月15日

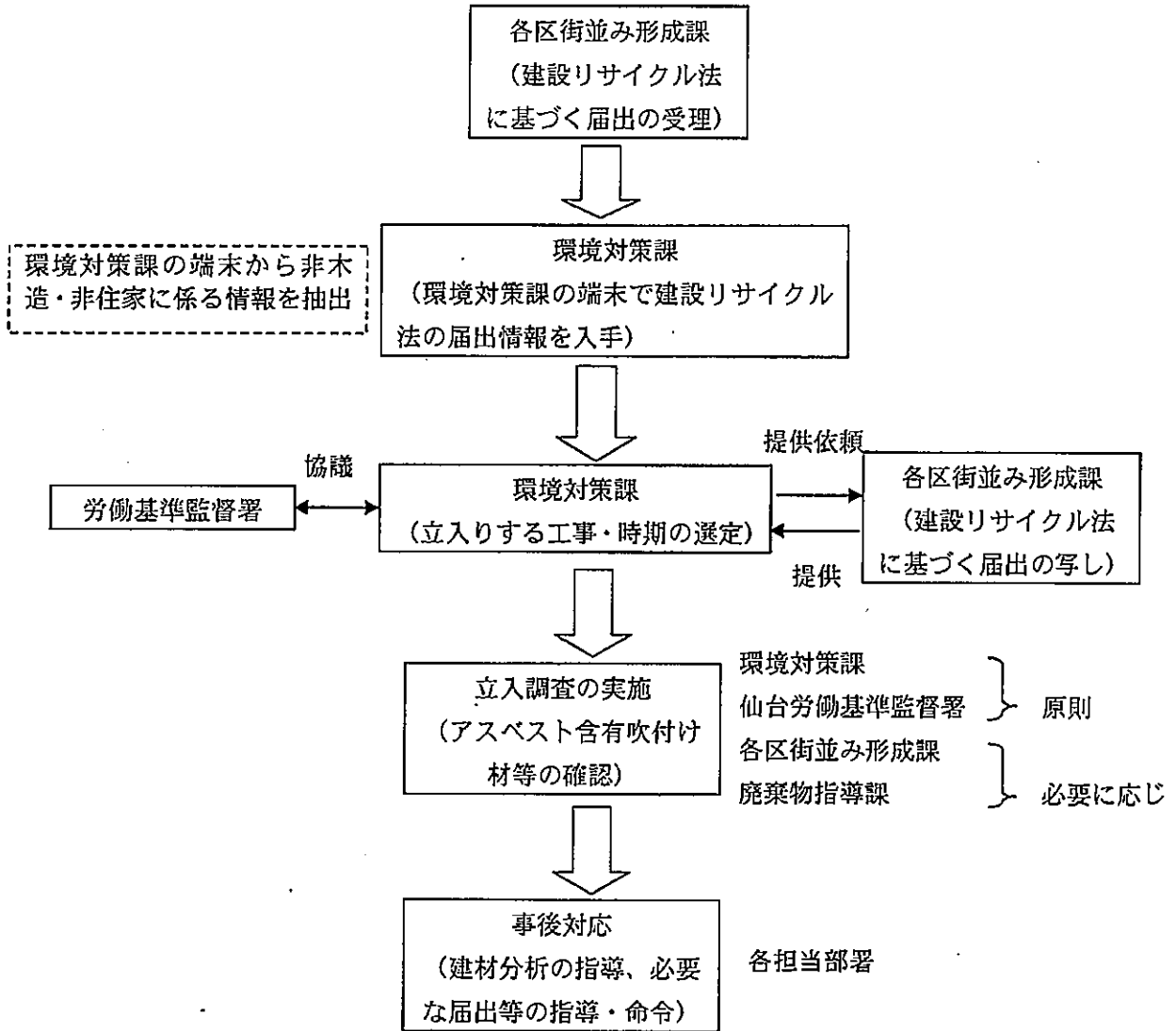
都市整備局 住環境部 建築指導課

課長	係長	担当
		

条件

利用目的以外に使用しないこと。

パトロール(立入調査)実施フロー



仙台市アスベスト解体工事パトロール実施要領

(平成 24 年 5 月 14 日 環境対策課長決裁)

1 目的

建築物解体時のアスベストに対する市民の不安を解消するため、大気汚染防止法、労働安全衛生法にかかる届出がなく、適切な飛散防止措置の取られていない「違法解体工事」の実態を把握するため、関係機関が連携したパトロールを実施する。

2 関係機関

(1)大気汚染防止法関係	環境対策課
(2)労働安全衛生法関係	仙台労働基準監督署
(3)建設工事に係る資材の再資源化に関する法律関係	建築指導課、各区街並み形成課
(4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係	廃棄物指導課

3 パトロールの期間

平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月まで

4 パトロールの具体的な方法

建設リサイクル法の届出から、吹付け石綿または吹付けロックウール（以下「吹付けロックウール等」という。）を使用している確率が高く、大気汚染防止法の届出がされていないものを抽出し、関係機関が連携してパトロールを実施する。

(1)パトロール対象工事の選定

イ 建設リサイクル法の届出情報の収集

建設リサイクル法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出の情報について、関係課（建築指導課、各区街並み形成課）と行政情報利用協議を行い、その一部が入力された建設リサイクル台帳を、庁内 LAN 端末を通して環境対策課の端末より閲覧を行い、吹付けロックウール等を使用している確率が高いものを抽出する。抽出した工事について該当する区街並み形成課に届出書の関係事項に関するより詳細な届出情報の写しをもらう。

- ・ 吹付けロックウール等を使用している確率の高いものとは、原則として非木造、非住家とする。対象件数が多い場合は S 造、RC 造のみを抽出するものとする。
- ・ FAX 等により、届出書（様式第 1 号）及び別表 1 の提供を受ける。

ロ 大気汚染防止法の届出状況確認及び日程調整

環境対策課は、送付された対象工事の中から、大気汚染防止法の届出のないものから工事着手の時期にあわせて数件を抽出し、パトロールを実施するため関係機関と日程を調整する。

- ・ 原則として解体工事の着手前のパトロールとする。（解体工事中であった場合は、防護具に

よる防護をするなど、安全に十分留意して行う。)

- ・ 環境対策課及び労働基準監督署が参加できる日程とし、各区街並み形成課及び廃棄物指導課は必要に応じ参加する。

ハ パトロールの実施及び指導

環境対策課及び関係機関が連携しパトロールを実施する。

(イ)調査の観点

- ・ アスベストの含有の事前調査を十分に実施しているか（図面・分析結果）。
- ・ 吹付けロックウール等のほか、断熱材、保温材、耐火被覆材等がないか。
- ・ その他の石綿含有形成板の取扱い状況はどうか。

(ロ)事前調査の実施状況の聞き取り

- ・ 設計図書調査、目視検査及び分析調査の実施状況が十分であることを確認する。

(ハ)対象建材の目視調査

- ・ 以下の使用場所の例のような場所の有無を聞き取りし、解体工事前の場合は、目視調査を実施し、対象建材の有無を確認する。

鉄骨造建造物：鉄骨の梁、柱、鉄板床、空調機械室、ボイラー室や昇降機の機械室等

鉄筋コンクリート造：空調機械室、ボイラー室や昇降機の機械室、駐車場の天井や壁等

(ニ)立入検査の根拠

- ・ 立入検査の根拠については、各々が所管する法令とする。
- ・ 大気汚染防止法では、アスベストの含有が不明確な作業現場に対する立入検査権限については消極的な解釈であることから、環境対策課は、アスベストの含有が確認されるまでは任意の調査であることに留意する。

(ホ)パトロール時の指導等

- ・ 事前調査の実施状況の聞き取り及び対象建材の目視調査等から、アスベストを含有する可能性がある建材があるかどうかを確認し、関係機関が各々所管する法律に基づき指導を行う。
- ・ アスベストを含有している建材の可能性があるが、含有量調査を実施していない場合は、建設リサイクル法に基づき、建設資材の分別のために吹付け石綿等の付着物の事前調査が義務付けられていることを説明し、労働基準監督署は分析調査の実施等の指導を行う。
- ・ アスベストを含有している建材であることが明白な場合は、環境対策課は大気汚染防止法に基づく届出及び作業基準の遵守を指導し、労働基準監督署は労働安全衛生法による指導を行う。
- ・ 指導に従わず、そのまま除去作業を開始した場合は、環境対策課は大気汚染防止法第 18 条の 18 の規定に基づく作業基準適合命令を発するものとし、また、命令を遵守しない場合は、刑事訴訟法に基づく告発を検討する。
- ・ 大気汚染防止法の規制対象でない「その他の成形板」がある場合には、環境対策課は労働基準監督署とともに、建築物の解体に係る石綿飛散防止対策マニュアルを参考に飛散防止の指導を行う。